

<平成22年度 若年者対策関連予算案>

平成22年度予定額 443億円

1 「フリーター等正規雇用化プラン」の推進

353億円

若者に対する就職支援

351億円

(1) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

- 就職氷河期に正社員になれなかつた年長フリーター等（25歳～39歳）を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援を実施する。

(2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施

(3) トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職支援

- 若年者等トライアル雇用（1人4万円、最大3ヶ月）を活用するとともに、年長フリーター等（25歳～39歳）を正規雇用する事業主等に対して、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）する。

(4) 若者への職業能力開発機会の提供

- フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供するジョブ・カード制度を推進する。
- これまでに各種業界団体及び民間教育訓練機関等と共同で開発したカリキュラム等を活用し、常用雇用に有用とされる資格等必要な職業能力を習得するための比較的長期間の訓練コースに拡充して実施する。

若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の推進

2. 2億円

- 雇用対策法等を踏まえ、若者の応募機会拡大等に関する指針の事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、若者的人材確保に悩む企業等に対する相談・助言を実施する。

2 ニート等の若者の職業的自立支援の強化 20億円

「地域若者サポートステーション」事業の拡充 18億円

- ◎ ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。
【拡充】

3 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援 52億円

新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援 46億円

- ◎ ハローワークに学校との連携の下、就職支援を行う高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置(928名)するとともに、求人情報の提供、就職面接会、職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。また、未就職卒業者については、新卒者体験雇用事業を活用する等により円滑な就職を促進する。
【拡充】

学校段階からの職業意識形成支援 5.8億円

- 職業への理解促進、就職活動の仕方などに関する講習を行う高校生向け「就職ガイダンス」の実施など、学校段階からの職業意識形成を支援する。

4 その他 18億円

ものづくり立国の推進 3.3億円

- ◎ 第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発などものづくり人材育成を推進する。
【拡充】

学校教育との連携によるキャリア形成支援の推進 0.2億円

- ◎ キャリア教育やその支援に携わる者を対象に、キャリア教育プログラムの企画・運営などの専門性を備えた人材の養成のための講習を実施する。
【新規】

◎=新規、拡充施策 ○=継続施策

「ジョブ・カード制度」の一層の展開

＜施策の方向性＞

経済・雇用情勢の悪化が急激に進む中で、フリーター等の正社員経験が少ない方（職業能力形成機会に恵まれなかつた方）の能力を向上させ、正社員への移行を促進するためには、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練、③企業からの評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを行うジョブ・カード制度の一層の推進を図る必要がある。

また、その際、ジョブ・カードとともに用いられる職業能力評価基準、モデル評価シート、キャリア・コンサルタント等については、キャリア・マップや業界検定などの他の労働市場インフラと併せて、成長や雇用吸収が見込まれる分野に重点を置きつつ整備・充実し、ジョブ・カード制度のみならず幅広い職業訓練や就職・定着支援施策に応用したり、業界独自の取組等にも活用促進を図ることで、離職者等を雇用吸収分野へ誘導する効果を高め、能力・人物本位の労働市場づくりに資することが期待される。

このため、これらのインフラ整備の充実を含め、ジョブ・カード制度の一層の推進に取り組む。

＜22年度予算案の内容＞

1 ジョブ・カード制度の普及促進等に向けた取組の強化 29億円

- 「ジョブ・カード制度」普及促進事業の実施 26億円
- 「ジョブ・カード制度」制度を活用した雇用型訓練の導入
推進事業の実施 60百万円
- 業種別キャリア形成支援モデル事業（新規） 80百万円
 - ・ キャリアマップ作成やモデル評価シートの多様化、ジョブ・カードの普及等を一体的に行う事業主団体を支援

2 職業能力形成プログラムにおける雇用型訓練を実施する事業主に対する支援 10億円

- 参加協力企業に対する助成制度 10億円

3 職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の実施 97億円

- 委託訓練活用型デュアルシステムの実施 97億円
 - ※訓練期間中の生活保障の実施（緊急人材育成・就職支援基金により措置）

4 ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備 17億円

- ハローワーク等におけるジョブ・カード制度の推進 15億円
- ジョブ・カード交付を担うキャリア・コンサルタント養成 37百万円

＜22年度予算案＞

平成21年度予算額
19.8億円

平成22年度予算案
154億円

◆年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の実施

(1)事業概要

常用雇用に有用とされる資格等必要な職業能力を習得するための訓練コース（「再チャレンジコース」）について、訓練期間を拡充し、当該訓練コースに基づき訓練を実施する

(2)職業訓練の実施

- ① 実施方法 : 「再チャレンジコース」を民間教育訓練機関等に委託して実施
- ② 実施期間 : 標準6ヶ月（土日・夜間を活用）
- ③ 受講申込 : 管轄のハローワークへ（キャリア・コンサルティング及び受講あっせん）
- ④ 受講料 : 無料（テキスト代等を除く）
- ⑤ 計画数 : 3,000人（平成22年度）

(3)実施イメージ

(1)訓練期間の拡充

業界団体

連携

雇用・
能力開
発機構

(2)職業訓練の実施

民間教育訓練機関等

訓練受講

年長フリーター等

受講あっせん

キャリア・コンサルティング

ハローワーク

地域若者サポートステーション事業

20年度予算額 13.5億円

21年度予算額 17.4億円

22年度予定額 18.5億円

《趣旨・目的》

ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要である。このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」を運営している。平成22年度は、この設置拠点を拡充するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援（アウトリーチ）による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化することとする。

- ニート等の若者の自立を支援するため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を設置（19年度 50か所→20年度 77か所→21年度 92か所→22年度予算案100か所）
- 若者の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域におけるネットワークの中核として各支援機関への適切な誘導の実施

※のべ来所者数：35,179名（18年度）、144,171名（19年度）、202,112名（20年度）

※利用開始から6か月経過時点の就職等進路決定者の割合：

26.2%（18年度）、26.8%（19年度）、28.0%（20年度）

《22年度事業計画（概要）》

① 相談支援事業（拡充）

支援対象者に対して当初の相談から自立支援まで一貫した支援を行うとともに、地域の若者支援機関によるネットワークを活用し、必要な支援が継続的に受けられるよう、専門機関への誘導（リファー）、支援状況のフォローを行う。

また、訪問支援担当のキャリア・コンサルタント1名を配置し、進路の決まっていない高校中退者等を対象とした自宅等への訪問支援（アウトリーチ）を新たに実施する（50か所）。

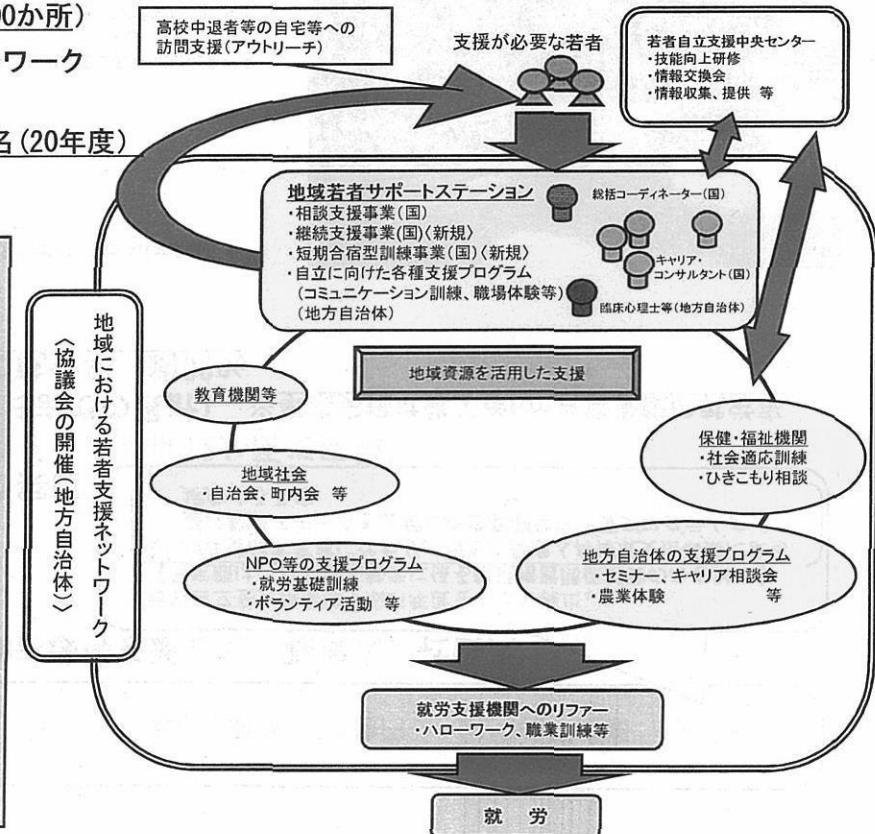
② 継続支援事業（新規）

サポステの自立支援プログラムの一環として、高卒学歴・高卒相当学力取得を当面の目標に設定する者を対象に、学び直し（定時制・通信制高校や高認試験の受験等）に向けた学習支援や進路相談等を含む総合的・継続的支援を行う（5か所）。

③ 短期合宿型訓練事業（新規）

サポステの自立支援プログラムの一環として、特に生活面の基礎形成等が求められる者を対象に、おおむね1週間以内の短期合宿型訓練を行い、生活訓練等のプログラムを提供する（5か所）。

ネットワークを活用した若者の職業的自立支援の流れ



「若者自立塾」事業の実施

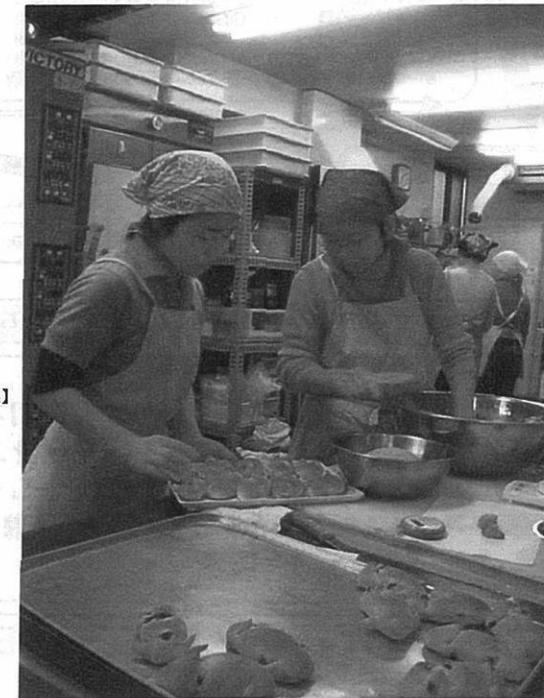
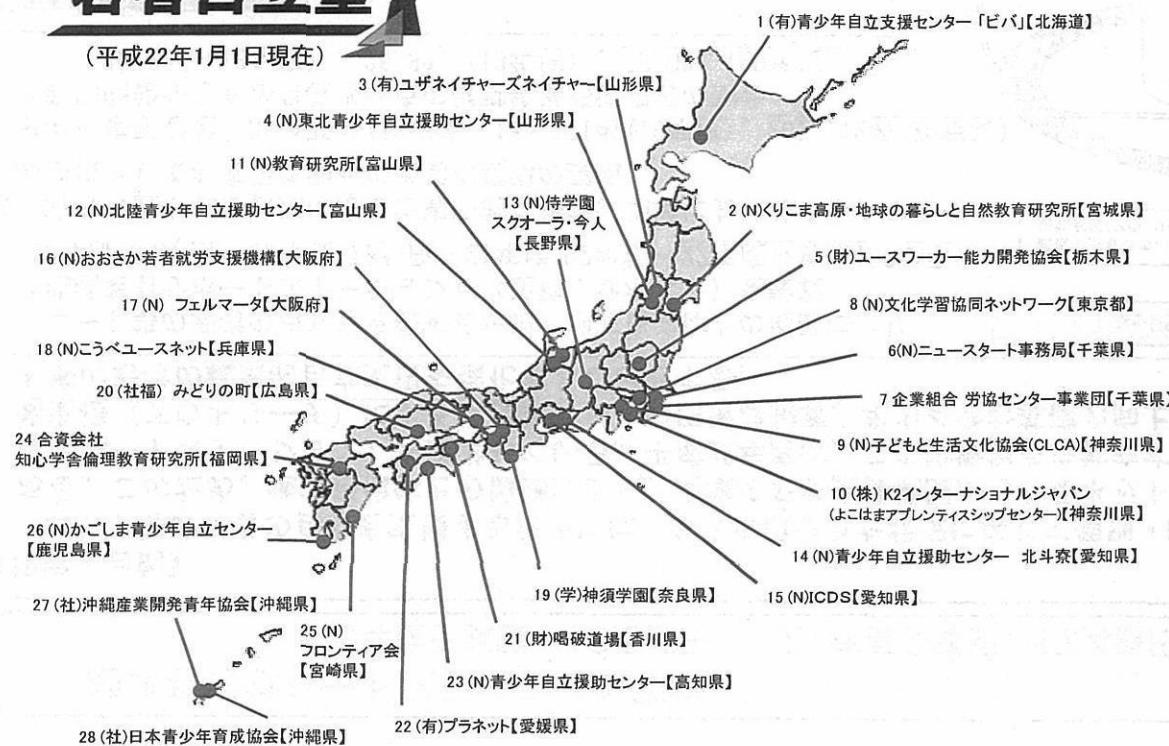
21年度予算額：5.1億円 22年度予定額：1.8億円

- 合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験等を通じて、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成
→ 働く自信と意欲の付与
- 民間事業者、NPO等により、平成17年度から実施、平成21年度は全国30か所で実施
- 期間は3か月・6か月（「3か月・6か月並立型プログラム」は12か所で実施）
- 修了者数約2,000名（事業開始から平成21年3月末日までの累計）※事業実績は修了後6か月経過後の就労率
→ 平成20年9月までの修了者の6か月経過後の就労率 約62%

「若者自立塾」事業は平成21年度をもって廃止。
【予定額は、21年度入塾者に係る経過措置関係経費のみを計上】
※22年度は本事業に代わり、新たに緊急人材育成支援事業による基金訓練スキームを活用した合宿型自立支援プログラムを実施する予定。

若者自立塾

（平成22年1月1日現在）



若者自立塾での活動風景

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-7若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)

- 事業の有効性(費用対効果)、自己負担のあり方も含めて一旦廃止をして、再検討すべき。
- 平成17年度開始以来5年が経過。ニート対策の重要性は十分共感できるが、この事業については、一度廃止しやり方を変えたほうがよい。
- 若者自立塾はコストに対して成果が小さすぎる。(財)日本生産性本部に丸投げで事業委託する必要性は疑問。当事業は一度廃止して、ニート対策の総合的效果的な施策を検討すべき。
- 少なくとも入塾者や卒塾者に関する情報や効果についてもつときちんと把握すべきである。
- 600人／64万人<0.1%では問題に対する施策になっていない。自治体・民間に任せるべき。自治体を通じてNPOにやってもらうべき。
- 地域の産業や教育事情をよく知っている方に基本的には運営を任せるべき。国は地方のモニタリングに徹するか、地方に予算を付けて任せてしまったほうがよいのではないか。
- 日本生産性本部の手数料が過大である。お金が先で、事業が後付けにならないか。
- 効果の検証が出来ていない。効果がありニーズがあるなら拡大もありうるが、対象者数と到達目標がないところで、予算などとれるものではない。日本生産性本部を通さなくても直接NPOで対応できる。
- 国で見えない形でする事業ではなく、ニートを利権のタネにするものを見逃してはならない。

WGの評価結果

若者自立塾(若者職業的自立支援推進事業)

廃止

(廃止 5名 自治体/民間 4名 予算計上見送り 0名
予算要求縮減:a 半額 0名 b 1/3程度縮減 2名 c その他 1名)

とりまとめコメント

平成17年から5年が経過しているが、効果の検証や実績把握がきっちりと把握できていないので、やり方を含め、一旦廃止して徹底的に見直すべき。

事業仕分けを踏まえた若者自立塾事業(ニート等の若者に対する合宿型職業的自立支援施策)見直し方針(案)の概要
【現行との比較】

	現 行 (～平成21年度)	平成22年度(案) (平成22年4月より実施予定／以下、現時点での計画) (注1)
名 称	○若者自立塾事業	○緊急人材育成・就職支援 基金訓練 社会的事業者等訓練コース 合宿型(合宿型自立支援プログラム)
対 象 者	○基本的生活習慣、働く自信等、自立に向け困難な課題を抱えたニート	○同左
入塾(受講)手続き	○各塾運営団体が適格性判断の上決定	○各実施機関による適格性判断、地域若者サポートステーション(通所型のニート支援機関)のキャリア・コンサルティングによる課題の見立て等を踏まえ、ハローワークが就職可能性等を判断し、受講勧奨
プログラム	○生活訓練、労働体験中心+基礎技能習得の訓練	○生活訓練、労働体験+基礎技能習得の訓練、社会的事業分野等のOJT→就職に向けたより実践的なプログラム
実施機関に対する支援	○入塾実績に講じた訓練等奨励費(通常28.6万円、低所得世帯38.6万円／人・3か月)等	○受講実績に講じた訓練奨励費(10万円／人・月)等
入塾(受講)者自己負担・これに対する支援	○訓練経費無料 ○ホテルコスト(平均30万円／3か月)自己負担 ○本人給付無し	○訓練経費無料 ○ホテルコスト(平均30万円／3か月と見込まれるもの)自己負担 ○一定の要件を満たす場合、受講期間中訓練・生活支援給付(10万円／月)支給
認定、奨励金支給監査等実施主体	○若者自立支援中央センターが実施 ((財)日本生産性本部(平成21年度))	○21年度補正予算により造成された基金訓練スキームの中で認定、奨励金支給等の措置
財源、予算規模	○一般会計、3.8億円(22年度概算要求)	○緊急人材育成・就職支援基金(平成22年度まで)、新たな予算措置なし(注2)
実施団体数	○28団体(21年11月現在)	○新たな基準の下で訓練計画の認定を受けた団体が実施
入塾(受講)規模	○入塾見込数 約600名(21年度)	○受入数600名以上を見込む

(注1) : 今後、関係各方面との調整を経て、具体化を図ることとしており、あくまで現時点の大まかなプラン

(注2) : 若者自立塾事業について、訓練等奨励費を入塾実績に応じ事後支給する仕組みのため、22年度に、21年度入塾に係る後年度負担のみ発生